

平成28年4月25日

食品小売団体 御中

消費者庁表示対策課

食品表示の弾力的運用を踏まえた周知チラシについて

- 1 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、「平成28年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」におけるアレルギー表示等の取扱いについて（平成28年4月22日付け 以下3省連名通知）を関係自治体に通知したところです。
- 2 被災地に食品を円滑に流通させ、アレルギー疾病をお持ちの方の健康被害を防止するため、3省連名通知の趣旨を、避難所の管理者や小売店舗に徹底する必要があります。このような趣旨のもと、別添のチラシを作成したところです。
- 3 ついては、本チラシについて、貴団体において、貴団体傘下の企業を通じ、熊本県内の小売店舗に周知いただくとともに、当該店舗の店頭に掲示する等の方法により消費者へ周知いただくようお願いいたします。

お問い合わせ

消費者庁 表示対策課 食品表示対策室

松本、阿部

電話：03-3507-9126